

## 甲府市西部市民センターガス空調設備保守点検業務委託仕様書

1. 業務名称 甲府市西部市民センターガス空調設備保守点検業務委託
2. 業務場所 甲府市長松寺町12番30号
3. 委託期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日  
なお、本契約は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。
4. 業務内容
  - ・ 年1回、夏季に対象設備機器各部の点検・調整を行う。
  - ・ 機器の異常が認められた場合は、その都度現場へ赴き、不具合内容の確認調整等を行い、正常な状態へ回復させる。
  - ・ 対象設備機器の故障修理が必要な場合は、不具合内容の報告及び修理に要する費用の概算見積の提出を西部市民センターへ行う。
  - ・ 故障修理に係る費用の負担についてはその都度協議する。なお、軽微なもの（ネジの交換、部品交換を要しない軽易な調整等）は委託料に含むものとする。
5. 点検対象機器  
甲府市西部市民センターガス空調設備
6. 定期点検内容及びフィルター清掃業務
  - ・ GHP室外機・室内機外観確認
  - ・ GHP室外機空気熱交換器つまり点検
  - ・ 冷却水漏れ点検
  - ・ コンプレッサー冷媒漏れ点検
  - ・ 冷媒配管漏れ点検
  - ・ エンジンオイル漏れ点検
  - ・ エンジンかかり具合・異音点検
  - ・ ガスコックからガス電磁弁接続間のガス漏れ点検
  - ・ ガス電磁弁本体と接続部のガスもれ点検
  - ・ ゼロガバナー本体と接続部のガス漏れ点検
  - ・ ゼロガバナーからミキサー接続間のガス漏れ点検
  - ・ GHP室内機及び全熱交換器のフィルター清掃
  - ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条第1項の規定に基づく「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（以下「基準」）の定めによる、フロン類に係る定期点検（委託期間の3年目の点検の際に実施）及び必要な記録の作成を行う。この定期点検は、基準の定める「十分な知見を有する者」が行う又は立ち会うこと。
7. 点検報告 作業写真及び点検報告書を提出
8. 安全管理 来館者、職員等の安全確保には十分留意すること。
9. 委託料支払 5月・7月・9月・11月・1月・3月（2か月ごと）とする。
10. その他

- ・ この仕様書に定めのない事項、作業日程及びその他不明な点については、発注者と受注者が協議の上決定する。
- ・ 委託期間の解除又は終了の際は、その後の保守点検業務に必要な引継ぎを行うこと。